

令和3年長審第11号

裁 決

貨物船A養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの懲戒を免除する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年3月10日22時55分

熊本港西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A

総トン数 499トン

全 長 70.29メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 735キロワット

3 事実の経過

(1) a 受審人の経歴

a 受審人は、(途中省略) 熊本港への入航は初めてであった。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、平成9年10月に進水した全通二層甲板船尾船橋型鋼製貨物船で、操舵室前部中央に操舵スタンド、左舷側にGPSプロッター、1号及び2号の各レーダー、右舷側に主機及びバウスラスターの各遠隔操縦装置をそれぞれ備え、a 受審人ほか5人が乗り組み、スラグ1,500トンを積載し、船首3.6メートル船尾5.1メートルの喫水をもって、令和2年3月9日15時15分岡山県笠岡港を発し、熊本港に向かった。

ところで、熊本港西方沖合には、平成30年9月1日から令和5年8月31日までを存続期間とし、10月20日から翌年4月15日までを漁業の時期とする、河内漁業協同組合が熊本県知事から免許された免許番号有区第46号の区画漁業免許状に基づく第1種区画漁業ののり浮流し養殖漁場(以下「46号漁場」という。)が設定され、漁業の時期には多数ののり養殖施設が敷設されていた。

また、46号漁場は、ほぼ東西に延びる2本の水路によって3つの区画に分割されていて、北側の水路西側出入口の南北には光達距離がともに4海里で、毎3秒に単閃赤光を発する熊本県熊本沖第2号灯浮標及び毎3秒に単閃緑光を発する熊本県熊本沖第1号灯浮標が、南側の水路西側出入口の南北には光達距離がともに3海里で、毎4秒に単閃赤光を発する熊本県漁連緑川口西沖第2号灯浮標及び毎4秒に単閃緑光を発する熊本県漁連緑川口西沖第1号灯浮標がそれぞれ設置され、分割された各区画の西側境界線上には毎4秒に単閃黄光を発する複数の簡易標識灯が設けられ、海上保安庁刊行の漁

具定置箇所一覧図に記載されていたものの、AのGPSプロッターにはその範囲が表示されていなかった。

発航に先立ち、a受審人は、熊本港に入航するのは初めてであったが、のり養殖施設があればGPSプロッターにその範囲が表示されるものと思い、漁具定置箇所一覧図を入手して46号漁場の設定状況を把握するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、船橋当直を、00時00分から04時00分まで及び12時00分から16時00分までを一等航海士が、04時00分から08時00分まで及び16時00分から20時00分までを自らが、08時00分から12時00分まで及び20時00分から24時00分までを二等航海士がそれぞれ単独で行う3直制とし、関門海峡及び平戸瀬戸を經由し、長崎県野母埼南方沖合を経て島原湾に至った。

a受審人は、島原湾を東行し、翌10日21時57分半少し過ぎ三角灯台から269度（真方位、以下同じ。）5.4海里の地点で、昇橋して二等航海士から船橋当直を引き継いで操船に当たり、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、針路を052度に定めて自動操舵とし、10.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

定針したとき、a受審人は、46号漁場に向首して続航する状況となったものの、熊本港沖合で錨泊するため、二等航海士に船首配置に就くよう指示して進行し、22時52分半僅か前46号漁場に進入し、22時55分三角灯台から022度6.6海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、同漁場に敷設されたのり養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は雨で風力2の西南西風が吹き、潮候は下げ潮の初期

に当たり、視界は良好であった。

その結果、のり養殖施設の外枠網等に損傷を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件養殖施設損傷は、熊本港に向けて笠岡港を発航するに当たり、水路調査が不十分で、夜間、熊本港に向けて航行中、46号漁場に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、熊本港に向けて笠岡港を発航する場合、熊本港に入航することが初めてだったから、夜間、同港に向けて航行中、46号漁場に敷設されたのり養殖施設に乗り入れることのないよう、漁具定置箇所一覧図を入手して同漁場の設定状況を把握するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、のり養殖施設があればGPSプロッターにその範囲が表示されるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、46号漁場に向首進行してのり養殖施設に乗り入れる事態を招き、同施設に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、懲戒を免除する。これは、同人が国土交通大臣から表彰された閱歴を酌量したものである。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年12月22日

長崎地方海難審判所

審判官 植 松 正